

ケーブルテレビの現状

令和 6 年 1 2 月 版
総 務 省
情 報 流 通 行 政 局
衛 星 ・ 地 域 放 送 課
地 域 放 送 推 進 室

目 次

I ケーブルテレビの現状	1
1. ケーブルテレビの普及状況	2
2. ケーブルテレビのサービス提供状況	6
3. ケーブルテレビの伝送路の現状	8
4. 「地上デジタル放送のみの再放送サービス」の導入状況	9
5. ケーブルテレビの経営状況	10
6. 災害時における放送協定の締結状況	11
II 参考資料	12
1. ケーブルテレビの変遷	13
2. 4K・8Kの概要	14
3. 小規模施設特定有線一般放送に関する事務・権限の都道府県への移譲	15
4. 有料放送分野の消費者保護ルールの概要	16
5. 放送法制における主な規律の全体像	17
6. 義務再放送制度の概要	18
7. ケーブルテレビの品質に関する技術基準	19
8. ケーブルテレビの制度に関する改正状況	20

平成23年6月30日施行の放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）により、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）及び電気通信役務利用放送法（平成13年法律第85号）等が廃止され、放送法（昭和25年法律第132号）に統合されたことに伴い、本書に記載する「ケーブルテレビ」の用語の使用は以下のとおりとする。なお、当該用語の使用は、あくまでも本書上限りの取扱いとする。

○「ケーブルテレビ」とは、放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第2条第5号に規定する「有線テレビジョン放送」（テレビジョン放送による有線一般放送）をいう。

※「有線一般放送」とは「有線電気通信設備を用いて行われる一般放送」（同規則第2条第4号）。

なお、本書の統計のうち、調査時点が平成23年6月29日以前のものは、廃止前の各旧法に基づき集計したものになる。

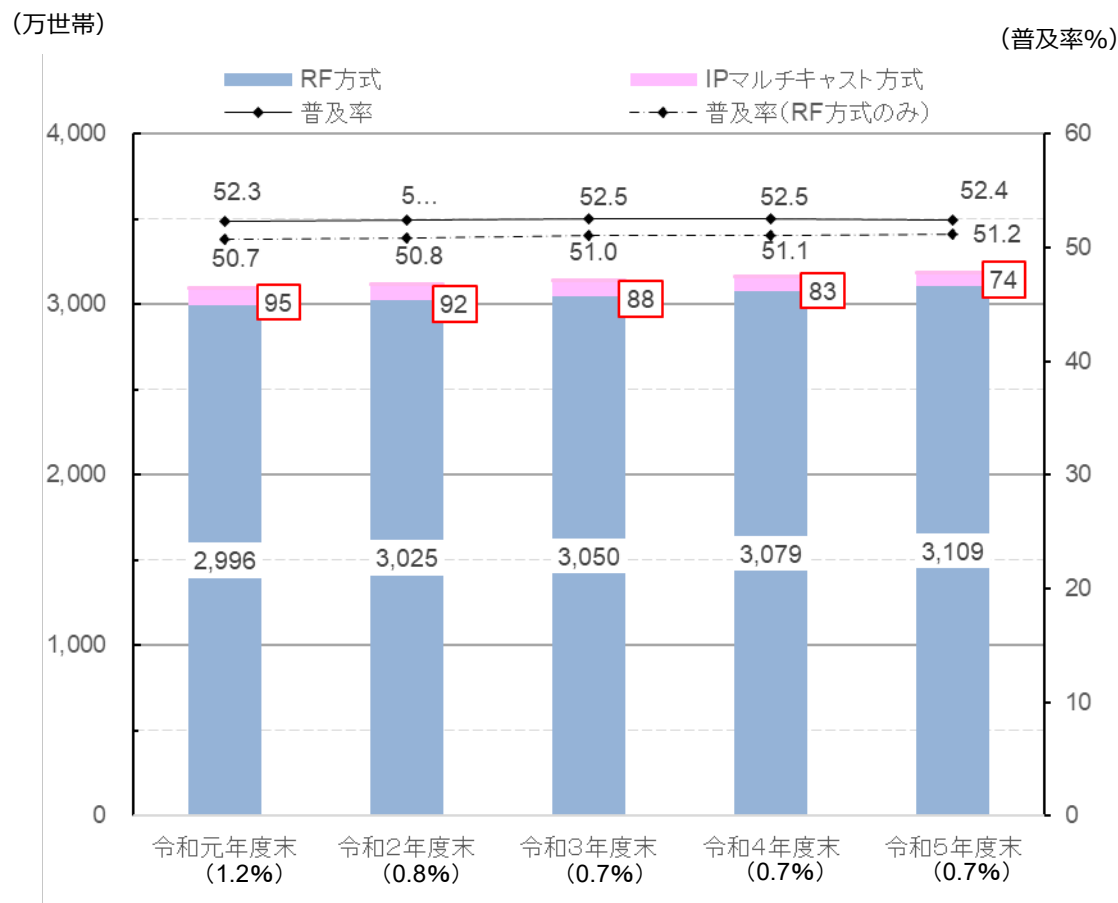
I ケーブルテレビの現状

1. ケーブルテレビの普及状況

2

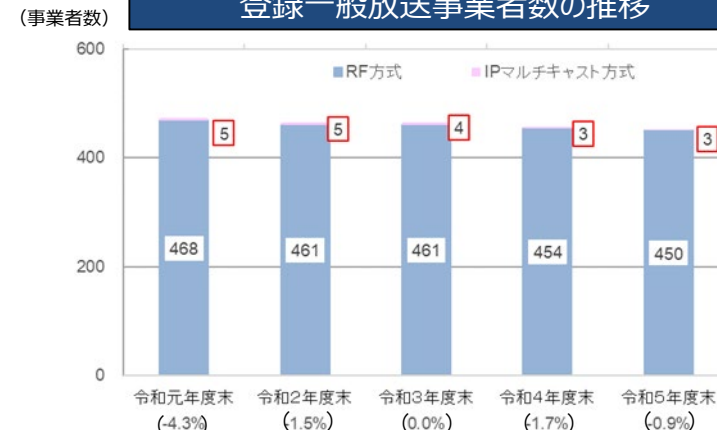
- 令和5年度末におけるケーブルテレビの普及状況について、登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備（501端子以上）によりサービスを受ける加入世帯数は、**3,184万世帯**、**世帯普及率は52.4%**、有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者数及び登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備数は、それぞれ**452事業者**、**654設備**。

登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備によりサービスを受ける加入世帯数、普及率の推移



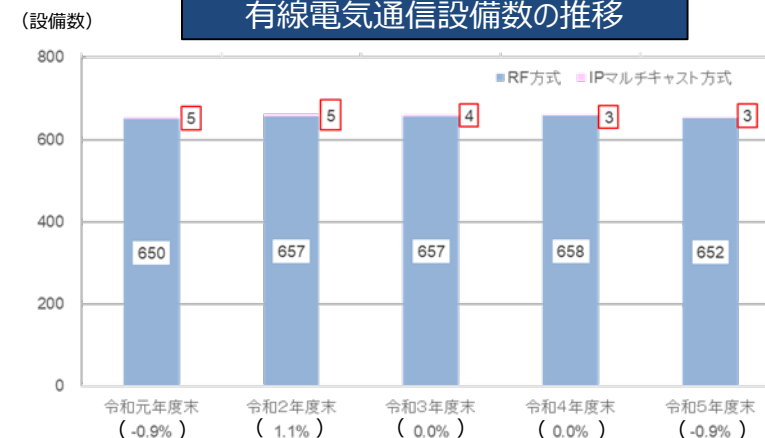
- ※ () 内は加入世帯数の対前年度末増加率。
※ 最新の普及率は、令和6年1月1日現在の住民基本台帳世帯数から算出。
※ 「加入世帯数」は、登録に係る有線電気通信設備の総接続世帯数（受信障害世帯数を含む）を指す。

有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者数の推移



- ※ () 内は事業者数の対前年度末増加率。
※ 令和2年度末までは2者、令和3・4・5年度末までは1者について両方式で放送を行っているため、両方式にそれぞれ計上している。

登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備数の推移



- ※ () 内は設備数の対前年度末増加率。
※ 令和2年度末までは2設備、令和3・4・5年度末までは1設備について両方式で放送を行っているため、両方式にそれぞれ計上している。

1. ケーブルテレビの普及状況

3

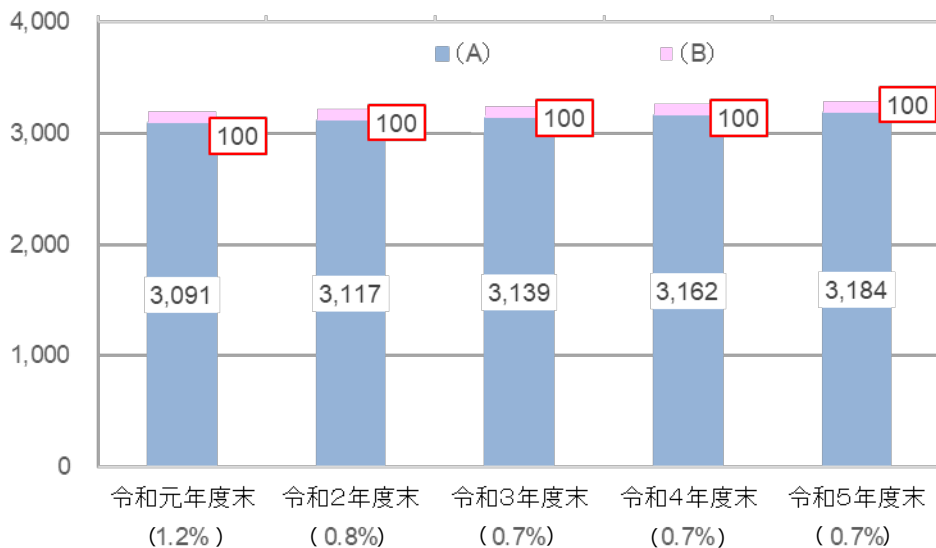
(1) ケーブルテレビの加入世帯数 (登録に係る有線電気通信設備によりサービスを受ける加入世帯数)

➤ 令和5年度末の加入世帯数は3,284万世帯で、対前年度比0.7%増加。

区 分	令和4年度末	令和5年度末	増減	増減率
登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備(A)	31,617,402	31,839,221	221,819	0.7%
登録に係る再放送のみを行うための有線電気通信設備(B)	997,329	1,001,268	3,939	0.4%
合 計	32,614,731	32,840,489	225,758	0.7%

【自主・再放送のみ別の加入世帯数の推移】

(万世帯)



※ () 内は加入世帯数の対前年度末増加率。

(2) ケーブルテレビの事業者数及び設備数

①事業者数

➤ 有線電気通信設備を用いて放送を行う登録一般放送事業者は627事業者で、対前年度比1.1%減少。

区 分	令和4年度末	令和5年度末	増減	増減率
登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備を用いる事業者	456	452	-4	-0.9%
登録に係る再放送のみを行うための有線電気通信設備を用いる事業者	178	175	-3	-1.7%
合 計	634	627	-7	-1.1%

②設備数

➤ 登録に係る有線電気通信設備は948設備で、対前年度比1.0%減少。

区 分	令和4年度末	令和5年度末	増減	増減率
登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備	660	654	-6	-0.9%
登録に係る再放送のみを行うための有線電気通信設備	298	294	-4	-1.3%
合 計	958	948	-10	-1.0%

参考

ケーブルテレビ
(令和5年度末)

自主放送を行うための有線電気通信設備802設備
(554事業者)

再放送のみを行うための有線電気通信設備
42,555設備
(32,937事業者)

登録に係る有線電気通信設備 **654設備**
(**452事業者**、3,184万世帯)

届出に係る有線電気通信設備 148設備
(102事業者)

登録に係る有線電気通信設備 **294設備**
(**175事業者**、100万世帯)

届出(小規模設備を除く。)に係る有線電気通信設備 6,562設備
(3,456事業者)

届出(小規模設備に限る。)に係る有線電気通信設備 35,699設備
(29,306事業者)

※設備の分類が曖昧なものについては計上していない。

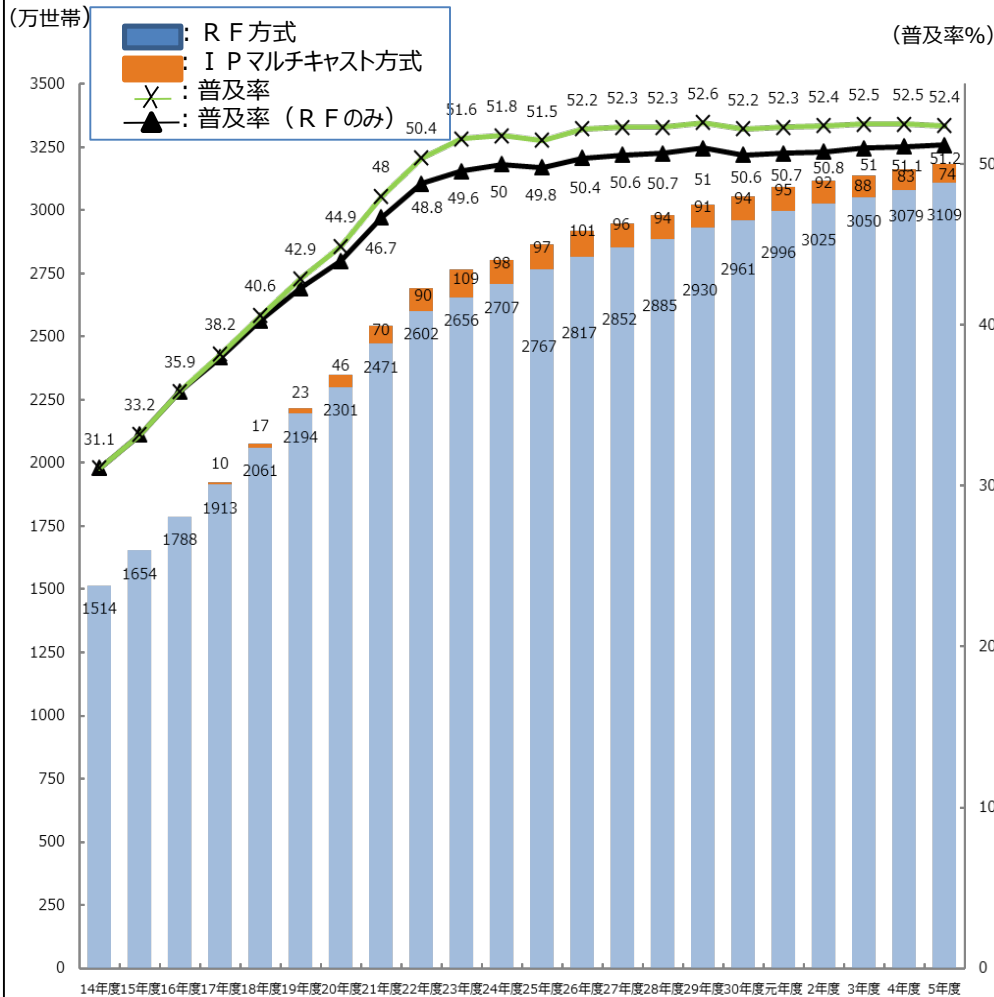
※「小規模設備」とは50端子以下のものを指す。

1. ケーブルテレビの普及状況

4

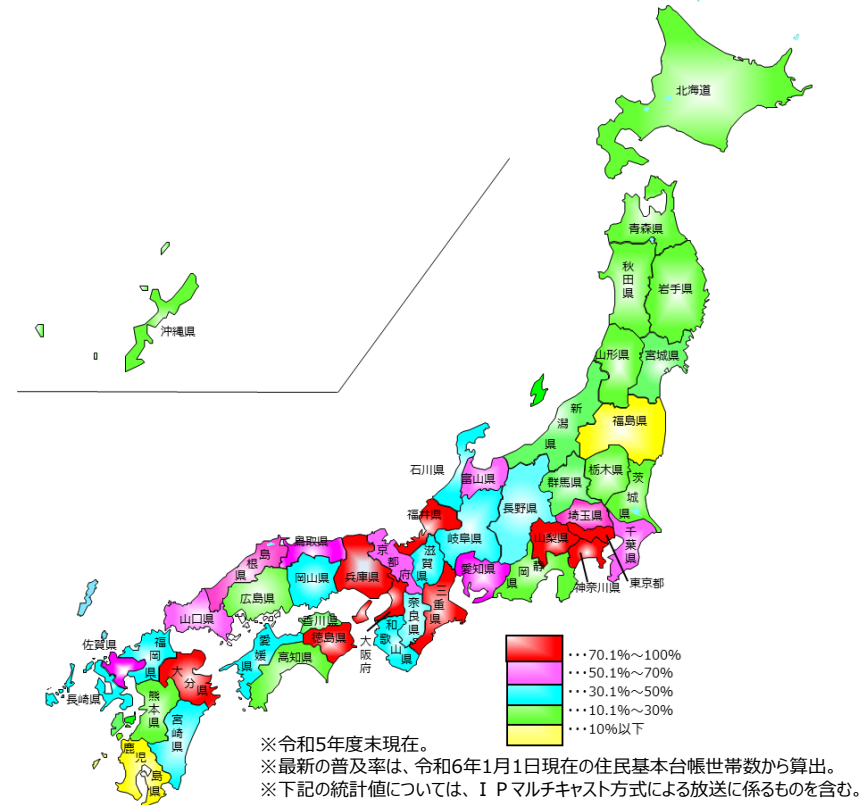
(3) ケーブルテレビの加入世帯数・普及率の推移

- ケーブルテレビ加入世帯数は年々増加し、令和5年度末には3,184万世帯、普及率は52.4%に達している。



- ※ 最新の普及率は、令和6年1月1日現在の住民基本台帳世帯数から算出。
※ 平成22年度までは自主放送を行う旧有線テレビジョン放送法の許可施設(旧電気通信役務利用放送法の登録を受けた設備で当該施設と同等の放送方式のものを含む。)
平成23年度以降は登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備の加入世帯数、普及率の推移。
※ 「加入世帯数」は、登録に係る有線電気通信設備の総接続世帯数(受信障害世帯数を含む)を指す。

(4) 都道府県におけるケーブルテレビ (自主放送を行うものの普及率について)



都道府県	普及率	都道府県	普及率	都道府県	普及率	都道府県	普及率	都道府県	普及率
北海道	26.5%	埼玉県	55.9%	岐阜県	42.1%	鳥取県	62.6%	佐賀県	53.8%
青森県	16.6%	千葉県	56.9%	静岡県	28.7%	島根県	55.7%	長崎県	35.1%
岩手県	17.5%	東京都	75.5%	愛知県	54.5%	岡山県	33.3%	熊本県	29.9%
宮城県	26.6%	神奈川県	73.2%	三重県	77.6%	広島県	29.8%	大分県	70.5%
秋田県	17.3%	新潟県	23.8%	滋賀県	38.7%	山口県	64.4%	宮崎県	40.1%
山形県	16.9%	富山県	68.8%	京都府	50.3%	徳島県	92.9%	鹿児島県	8.9%
福島県	3.9%	石川県	42.4%	大阪府	86.9%	香川県	27.9%	沖縄県	18.6%
茨城県	22.0%	福井県	74.4%	兵庫県	74.9%	愛媛県	36.6%	全国	52.4%
栃木県	24.3%	山梨県	79.9%	奈良県	49.5%	高知県	25.6%		
群馬県	13.7%	長野県	46.1%	和歌山県	39.4%	福岡県	46.1%		

1. ケーブルテレビの普及状況

(5) ケーブルテレビの普及状況（都道府県別）

	登録に係る有線電気通信設備						計		
	自主放送あり			自主放送なし					
	設備数	加入者数	普及率	設備数	加入者数	普及率	設備数	加入世帯数	普及率
北海道	12	743,348	26.5%	20	27,597	1.0%	32	770,945	27.4%
青森県	8	98,355	16.6%	2	2,046	0.3%	10	100,401	16.9%
岩手県	15	93,700	17.5%	3	5,668	1.1%	18	99,368	18.6%
宮城県	8	277,632	26.6%	4	5,055	0.5%	12	282,687	27.1%
秋田県	3	73,597	17.3%	1	917	0.2%	4	74,514	17.6%
山形県	4	71,191	16.9%	3	1,118	0.3%	7	72,309	17.1%
福島県	6	30,914	3.9%	17	15,170	1.9%	23	46,084	5.8%
茨城県	6	289,598	22.0%	5	8,970	0.7%	11	298,568	22.7%
栃木県	13	211,305	24.3%	6	10,036	1.2%	19	221,341	25.5%
群馬県	9	120,437	13.7%	2	1,207	0.1%	11	121,644	13.8%
埼玉県	21	1,964,302	55.9%	13	21,671	0.6%	34	1,985,973	56.6%
千葉県	18	1,742,850	56.9%	11	16,684	0.5%	29	1,759,534	57.5%
東京都	35	5,712,620	75.5%	25	24,499	0.3%	60	5,737,119	75.9%
神奈川県	20	3,335,308	73.2%	12	14,507	0.3%	32	3,349,815	73.5%
新潟県	10	218,776	23.8%	7	10,299	1.1%	17	229,075	25.0%
富山県	14	298,451	68.8%	0	0	0.0%	14	298,451	68.8%
石川県	15	212,142	42.4%	1	767	0.2%	16	212,909	42.6%
福井県	12	226,105	74.4%	0	0	0.0%	12	226,105	74.4%
山梨県	16	298,959	79.9%	5	5,223	1.4%	21	304,182	81.3%
長野県	44	414,085	46.1%	6	32,420	3.6%	50	446,505	49.8%
岐阜県	12	359,335	42.1%	6	71,301	8.4%	18	430,636	50.4%
静岡県	21	472,233	28.7%	6	99,412	6.0%	27	571,645	34.8%
愛知県	16	1,885,083	54.5%	16	306,146	8.8%	32	2,191,229	63.3%
三重県	10	634,498	77.6%	0	58,120	7.1%	10	692,618	84.7%
滋賀県	7	238,676	38.7%	0	0	0.0%	7	238,676	38.7%
京都府	15	631,672	50.3%	7	6,762	0.5%	22	638,434	50.9%
大阪府	19	3,922,876	86.9%	55	173,913	3.9%	74	4,096,789	90.8%
兵庫県	25	1,959,620	74.9%	17	40,563	1.6%	42	2,000,183	76.5%
奈良県	6	302,499	49.5%	0	0	0.0%	6	302,499	49.5%
和歌山県	6	174,622	39.4%	2	2,263	0.5%	8	176,885	39.9%
鳥取県	7	150,770	62.6%	0	0	0.0%	7	150,770	62.6%
島根県	14	163,725	55.7%	1	887	0.3%	15	164,612	56.0%
岡山県	16	289,519	33.3%	3	2,872	0.3%	19	292,391	33.6%
広島県	11	400,078	29.8%	2	1,151	0.1%	13	401,229	29.9%
山口県	15	424,450	64.4%	1	1,658	0.3%	16	426,108	64.7%
徳島県	21	314,661	92.9%	2	3,362	1.0%	23	318,023	93.9%
香川県	6	125,549	27.9%	1	450	0.1%	7	125,999	28.0%
愛媛県	13	240,395	36.6%	0	0	0.0%	13	240,395	36.6%
高知県	7	89,319	25.6%	7	6,391	1.8%	14	95,710	27.4%
福岡県	11	1,171,727	46.1%	9	7,525	0.3%	20	1,179,252	46.4%
佐賀県	19	186,258	53.8%	0	0	0.0%	19	186,258	53.8%
長崎県	20	222,474	35.1%	1	466	0.1%	21	222,940	35.2%
熊本県	13	242,117	29.9%	5	3,129	0.4%	18	245,246	30.2%
大分県	29	386,708	70.5%	3	4,058	0.7%	32	390,766	71.2%
宮崎県	10	213,571	40.1%	3	3,018	0.6%	13	216,589	40.6%
鹿児島県	12	72,202	8.9%	4	3,967	0.5%	16	76,169	9.4%
沖縄県	4	130,909	18.6%	0	0	0.0%	4	130,909	18.6%
合計	654	31,839,221	52.4%	294	1,001,268	1.7%	948	32,840,489	54.0%

※令和5年度末現在。※普及率は、令和6年1月1日現在の住民基本台帳世帯数から算出。

※上記の統計値については、I Pマルチキャスト方式による放送に係るものを含む。

(6) ケーブルテレビの運用主体別事業者数等 (登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備)

(令和5年度末現在)

運営主体		事業者数		設備数		加入世帯数	
株式会社等	営利法人	279	76	471	164	31,125,156	12,147,136
			16.8%		25.1%		38.2%
	第3セクター	61.7%	203	72.0%	307	97.8%	18,978,020
			44.9%		46.9%		59.6%
地方公共団体		149		159		575,392	
		33.0%		24.3%		1.8%	
公益法人		1		1		64,270	
		0.2%		0.2%		0.2%	
その他		23		23		74,403	
		5.1%		3.5%		0.2%	
合計		452		654		31,839,221	
		100%		100%		100%	

2. ケーブルテレビのサービス提供状況

6

(1) 放送分野

- 令和5年度末現在、自主放送（コミュニティチャンネル）の加入世帯数は3,033万世帯（注1及び2）。

区 分	令和4年度	令和5年度
コミュニティチャンネル（2K）	3,034万世帯	3,033万世帯
自主制作4K番組	85万世帯	83万世帯

- 令和5年度末現在、satonoka 4K（旧ケーブル4K）（注3）視聴可能STB台数は252万台（注4）。

区 分	令和4年度	令和5年度
satonoka 4K（旧ケーブル4K）	216万台（注4）	252万台（注4）

- STB（セットトップボックス）の設置台数は1,117万台（注1及び2）。内訳は以下のとおり。

	令和4年度	令和5年度
STBの設置台数（合計）	1,144万台	1,117万台
放送を受信するためのチューナー機能のみを有するもの	192万台	169万台
双方向性の通信機能を有するもの	676万台 （注5）	607万台 （注5）
satonoka 4K(旧ケーブル4K)や自主制作4K番組などの4K放送に対応しているもの	15万台	15万台
新4K 8K衛星放送(注6)に対応するもの	261万台	326万台

注1 有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者452事業者を対象として提供しているサービスの状況について任意調査を行ったもの。

注2 放送分野 452事業者中、有効回答数435者（654設備中、有効回答数616設備。）

注3 日本全国のケーブルテレビ局が制作した4K番組を放送。

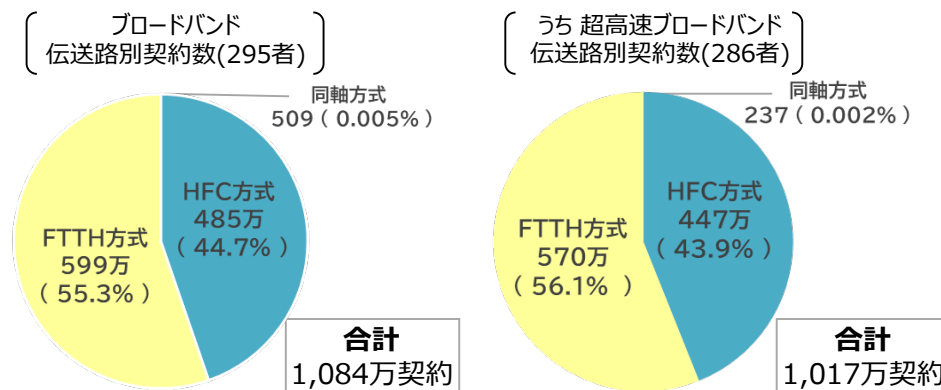
注4 satonoka視聴可能STB台数は、日本デジタル配信株式会社からの調査結果をもとに算出。

注5 集計の都合上、双方向性の通信機能を有するSTBについて、4K放送に対応しているものも一部含まれている。

注6 BS及び東経110度CSにより放送される4K・8K放送。

(2) -1 通信分野

- 令和5年度末現在、「ブロードバンドサービス」を提供している事業者は295者。そのうち「超高速ブロードバンドサービス（下り30Mbps以上）」を提供している事業者は286者（注5）。



- 「固定電話サービス（IP電話含む）」を提供している事業者は218者。

固定電話契約数 850万契約

- 「MVNOサービス」を提供している事業者は119者。

MVNO契約数 235万契約

- 「地域BWAサービス」を提供している事業者は94者。

地域BWA契約数 5万契約

- VODサービス」を提供している事業者は57者。

VOD契約数 537万契約

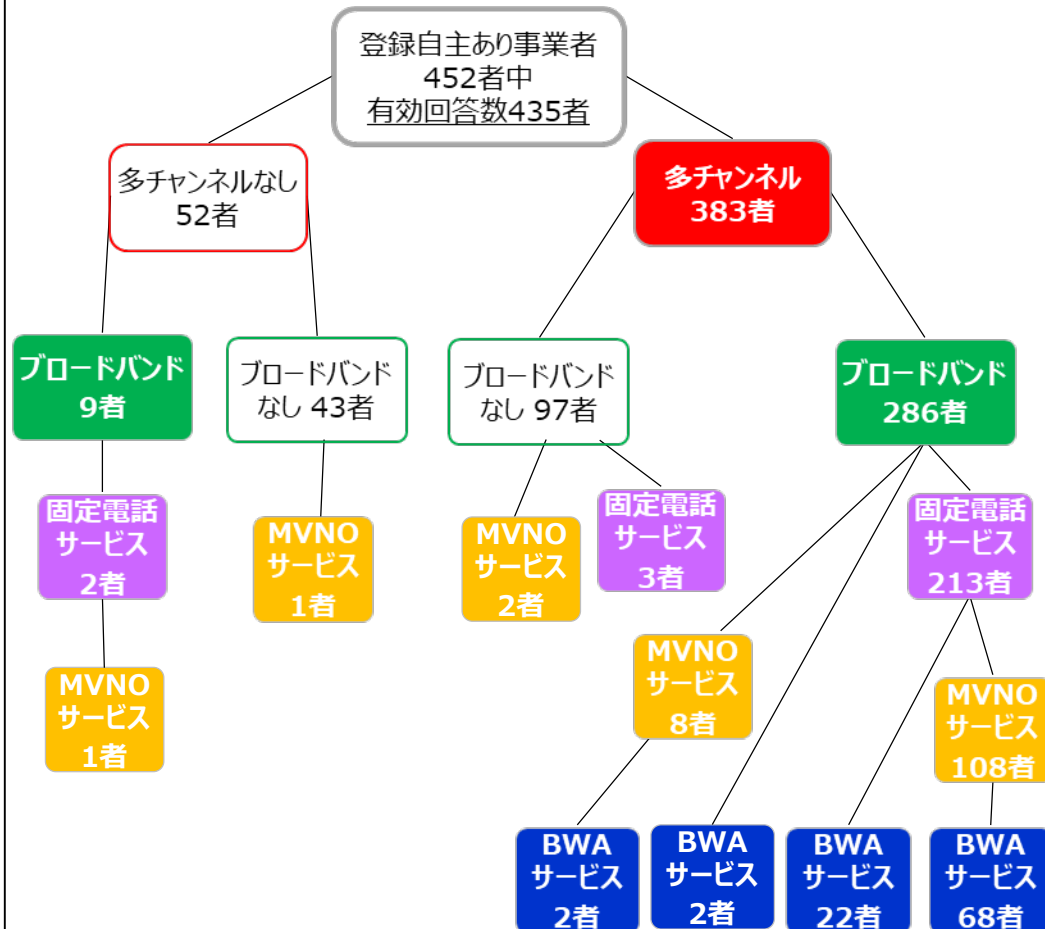
注7 通信分野 452事業者中、有効回答数435者。

2. ケーブルテレビのサービス提供状況

7

(2) -2 通信分野

- 各サービス単体の提供事業者数は、多チャンネル383者（注）、ブロードバンド295者、固定電話サービス218者、MVNOサービス119者、BWAサービス94者。
- 「多チャンネル+ブロードバンド」を提供している事業者は286者。そのうちMVNOサービスを提供する事業者は115者。



注 有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者452事業者を対象として提供しているサービスの状況について任意調査を行い、BS再放送、CS再放送、番組事業者からの配信を受けての放送等について回答のあった事業者を分類。

(3) その他サービス

- 令和5年度末現在、電力の小売りサービスを実施している事業者は90者であり、約2割の事業者で実施されている。

電力の小売りサービス	90者
ガスの小売りサービス	30者
スマートホームサービスの提供	39者

※「登録小売電気事業者」の登録をしている事業者だけではなく、取次、代理及び媒介を含む。

※「登録ガス小売事業者」の登録をしている事業者だけではなく、取次、代理及び媒介を含む。

※「スマートホームサービス」

インターネットを介して様々なデバイス（ドア・窓センサー、IPカメラ、電子錠、照明器具、暖房器具等）をスマートフォンやタブレット端末等でコントロール及びモニタリングを可能とするサービス。

※ 割合については有効回答数435者で算出。

3. ケーブルテレビの伝送路の現状

8

(1) 伝送路の現状

- ▶ 登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備（654設備）における地域別FTTH導入状況。

(令和5年度末現在)

地域	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合 計
FTTHを導入している設備数	8	34	78	36	34	50	55	57	46	84	4	486
うちBS-IFパススルー実施設備数	6	17	32	26	10	46	44	31	37	16	1	266

- ▶ 有線電気通信設備を用いて自主放送（有線一般放送）を行う登録一般放送事業者の伝送路の現状。

(令和5年度末現在)

FTTH方式により放送を行っている事業者	357
FTTH方式のみ	167
FTTH方式及びHFC方式	176
FTTH方式、HFC方式及び同軸方式	10
FTTH方式及び同軸方式	4
上記以外でHFC方式により放送を行っている事業者	78
HFC方式のみ	70
HFC方式及び同軸方式	8
同軸方式のみにより放送を行っている事業者	17
合 計	452

注1 FTTH…… Fiber To The Home の略。各家庭まで光ファイバーケーブルを敷設する方式。

注2 HFC…… Hybrid Fiber-Coaxial の略。CATV局から光ファイバで配線し、途中から同軸ケーブルで各家庭まで線を引き込む方式。

(2) 幹線光化率

- ▶ 登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備の幹線光化率。

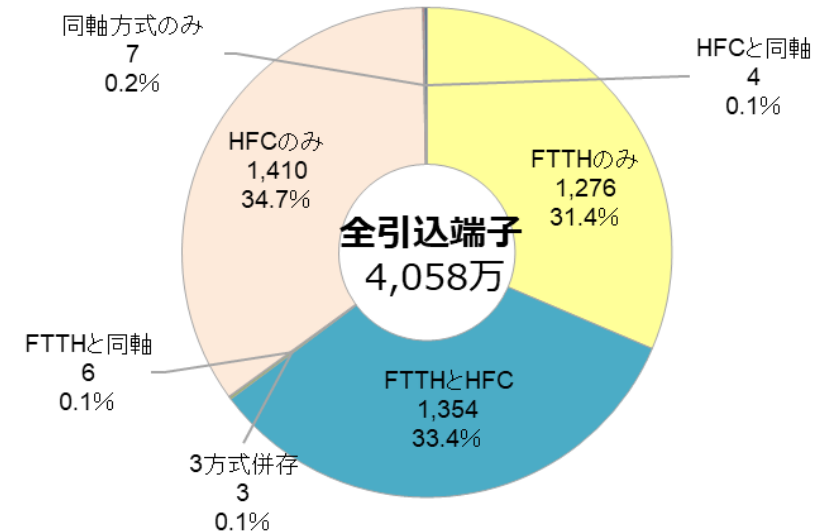
	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
幹線光化率	73.0%	76.8%	79.4%	80.3%	81.3%
幹線路(km)	437,149	493,558	549,398	553,417	552,579
光ファイバ(km)	300,626	319,299	436,029	444,535	449,366

※ I Pマルチキャスト方式による有線電気通信設備等を除く。

(3) 引込端子数の現状

- ▶ 登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備の引込端子数はFTTH方式（他の方式との併存を含む）が65.0%、HFC方式（同軸方式との併存を含む）が34.8%、同軸方式のみが0.2%(令和5年度末現在)。

(単位：万)



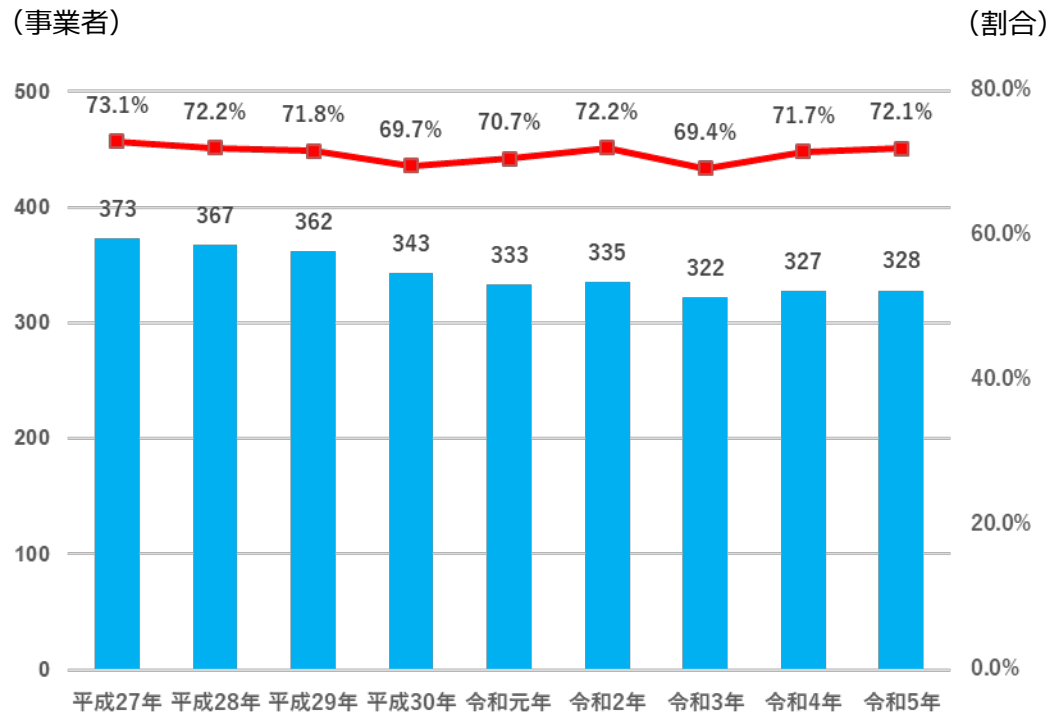
※ I Pマルチキャスト方式による有線電気通信設備等を除く。

4. 「地上デジタル放送のみの再放送サービス」の導入状況

(1) 導入状況

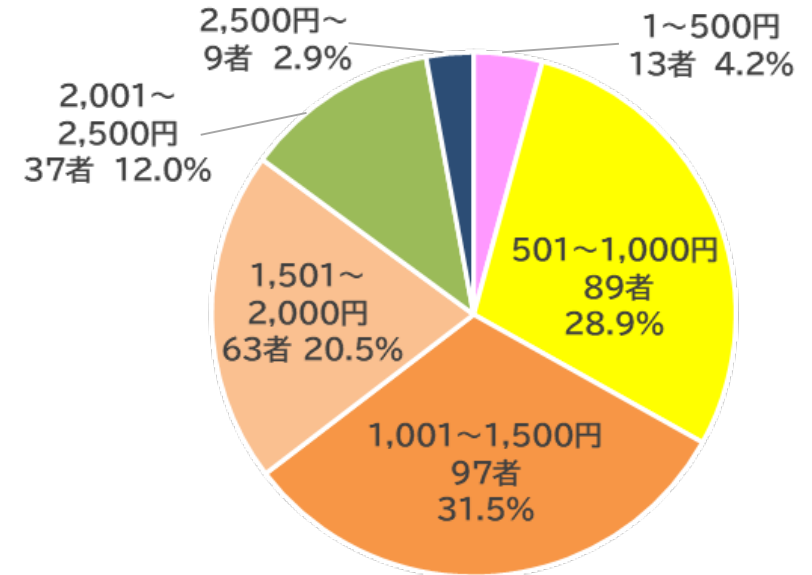
- ▶ 令和5年度末現在、「地上デジタル放送のみの再放送サービス」を提供している事業者は328者（72.1%）。

「地上デジタル放送のみの再放送サービス」導入事業者数



※ 有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者を対象として調査を行ったもの。
(一部の地域のみサービスを提供している事業者を含む。)

(2) 提供料金の内訳



- ※ S T Bのレンタル料金を含まない月額料金（税込み）。
※ 複数の料金体系を持つ事業者及び無回答の事業者がいるため、導入事業者数の合計とは一致しない。

5. ケーブルテレビの経営状況（令和5年度末）

10

（1）経営状況調査対象事業者数の推移

➤ 有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者（営利法人に限る。）のうち、IPマルチキャスト方式による事業者等を除く者273社を対象としている。

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
対象事業者数	274	274	275	274	273

（2）有線テレビジョン放送事業者の経営状況

➤ 有線テレビジョン放送事業者の経営状況は、昨年度に引き続き黒字となった。274社中242社（88.6%）が単年度黒字を計上。

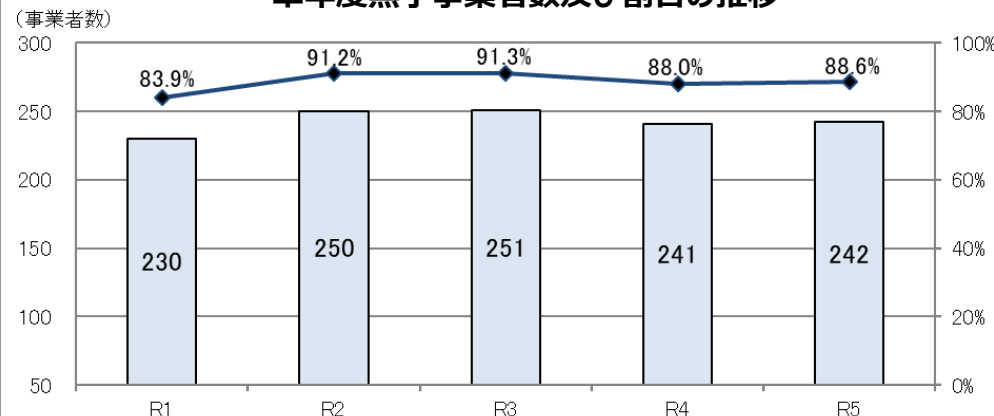
R5年度数字：単位億円

（金額単位：億円）

	事業者数	営業収益 〔前年度比増減率〕	営業費用 〔前年度比増減率〕	営業損益 〔前年度比増減率〕	経常損益 〔前年度比増減率〕	当期損益 〔前年度比増減率〕
全事業の総額	273	16,787	14,868	1,919	1,924	1,322
		(-0.4%)	(-0.5%)	(+0.3%)	(-3.6%)	(-3.4%)
うちケーブルテレビ事業		4,795	4,414	382		
		(-1.7%)	(-1.2%)	(-7.8%)		

※ この資料は、令和5年度末までに開局した有線テレビジョン放送事業者（同時再放送のみを行う届出一般放送事業者を除く。）の事業収支結果の報告に基づき、直近の決算期の収支状況を取りまとめたもの。
※ 「全事業の総額」とは、ケーブルテレビ以外の事業も含めた、企業全体の収支である。

単年度黒字事業者数及び割合の推移



（3）ケーブルテレビ事業の収支状況

➤ ケーブルテレビ事業の営業収益は、4,795億円となり、対前年度比98.3%となった。また、営業利益は、382億円で対前年度比92.2%となり、減少となった。

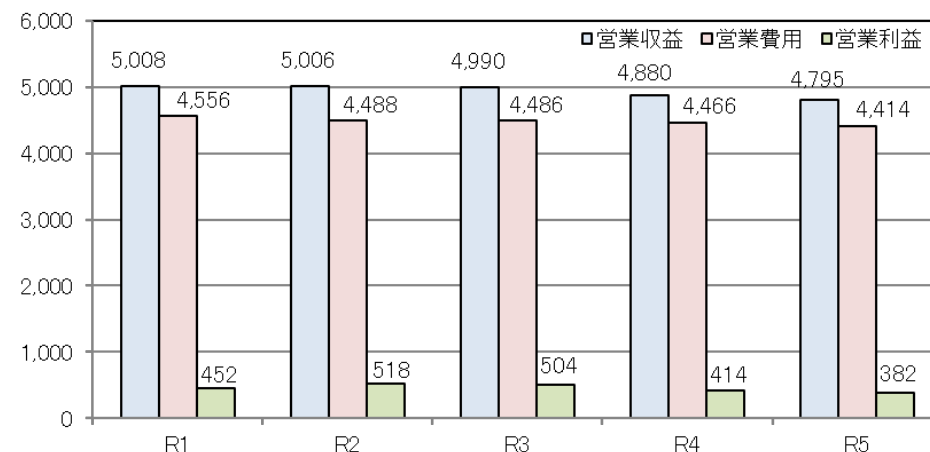
R5年度数字

（金額単位：億円）

	令和 元年度		令和 2年度		令和 3年度		令和 4年度		令和 5年度	
事業者数	274		274		275		274		273	
	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
営業収益	5,008	99.6%	5,006	100.0%	4,990	99.7%	4,880	97.8%	4,795	98.3%
営業費用	4,556	101.4%	4,488	98.5%	4,486	100.0%	4,466	99.6%	4,414	98.8%
営業利益	452	84.5%	518	114.7%	504	97.3%	414	82.1%	382	92.2%

ケーブルテレビ事業の収支状況の推移

□営業収益 □営業費用 □営業利益

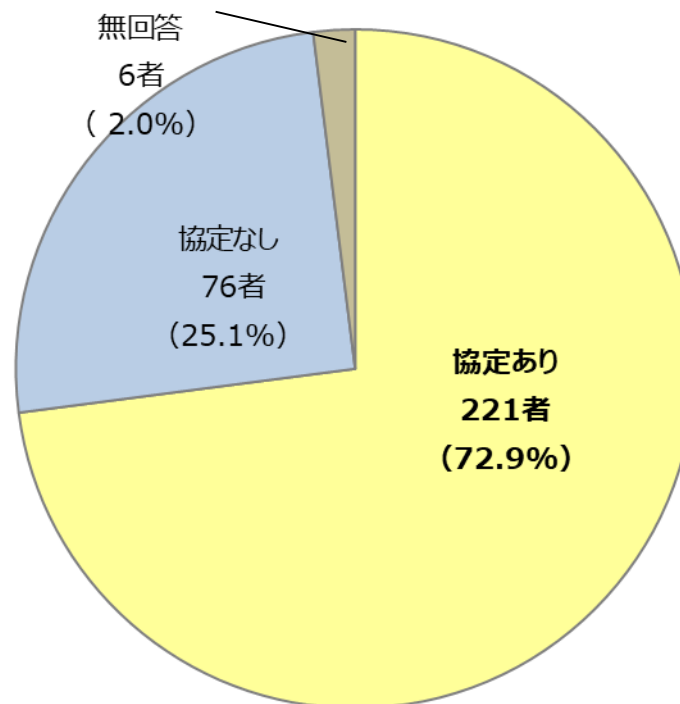


➤ 放送事業者は、防災基本計画等により災害情報の伝達体制の整備等が求められており、令和5年度末現在、有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者452者のうち、営利法人等は303者であり、その中で、災害時における放送協定を地方公共団体等と締結している者は、221者（71.4%）。

※ 有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者452事業者を対象として調査を行ったもの。

※ 災害時に放送事業者が地方公共団体等からの要請を受けた場合、避難勧告、避難指示、避難所情報等の災害情報を当該放送事業者の自主的判断により、通常の放送の形式、内容、時刻等を超えて放送する等の例がある。

営利法人等 303者



Ⅱ 参考資料

1. ケーブルテレビの変遷

- 我が国のケーブルテレビは、発足から70年弱。
- 自主放送、多チャンネル放送に加え、4K8K放送、また、インターネットサービス、モバイルサービスなど通信サービスを提供する事業者も登場。

1953 (昭和28年)	- ◆テレビ放送開始
1955 (昭和30年)	- ◆群馬県伊香保で初のケーブルテレビ誕生
1963 (昭和38年)	- ◆岐阜県郡上八幡テレビ共同視聴施設でわが国初の自主放送開始
1972 (昭和47年)	- ◆有線テレビジョン放送法制定
1984 (昭和59年)	- ◆衛星放送 (BS) 試験放送開始
1986 (昭和61年)	- ◆初の電気通信事業との兼業 (LCV株)
1987 (昭和62年)	- ◆初の都市型ケーブルテレビ開局 (多摩ケーブルネットワーク株)
1989 (平成元年)	- ◆衛星放送 (BS) 本放送開始 - ◆スペース・ケーブルネット開始
1990 (平成2年)	- ◆民間衛星放送 (JSB) 開始
1992 (平成4年)	- ◆CS委託放送事業開始
1996 (平成8年)	- ◆CSデジタル放送開始 - ◆初のケーブルインターネット開始 (武蔵野三鷹ケーブルテレビ株)
1997 (平成9年)	- ◆初のCATV電話開始 (株)タイタス・コミュニケーションズ (柏市)、杉並ケーブルテレビ株)
1998 (平成10年)	- ◆初のデジタルケーブルテレビ (鹿児島有線テレビジョン株)
2000 (平成12年)	- ◆BSデジタル放送開始
2001 (平成13年)	- ◆電気通信役務利用放送法制定
2003 (平成15年)	- ◆初のIPマルチキャスト放送開始 (BBケーブル株)
2005 (平成17年)	- ◆地上デジタル放送開始 - ◆ケーブルテレビ開始50周年

サービスの推移

誕生

自主放送

大規模化

多チャンネル

フルサービス

デジタル化

2006 (平成18年)	- ◆初のモバイルサービス開始 (J: COMグループ)
2008 (平成20年)	- ◆初の地上波放送のIP同時再放送開始 (株)アイキャスト
2011 (平成23年)	- ◆地上アナログ放送 (東北3県を除く。) BSアナログ放送終了
2012 (平成24年)	- ◆東北3県でアナログ放送終了
2014 (平成26年)	- ◆4K・8K試験放送開始
2015 (平成27年)	- ◆デジアナ変換サービスの終了 - ◆4K・8K実用放送開始
2018 (平成30年)	- ◆新4K8K衛星放送開始

ユビキタス化
(無線の活用)

地デジへの移行
にかかる対応

更なる高度化

2. 4K・8Kの概要

(1) 4K・8Kとは

- 地上放送のデジタル移行が完了（2012年3月末）し、放送が完全デジタル化。ハイビジョンの放送インフラが整備。
- 現行ハイビジョンを超える画質（いわゆるスーパーハイビジョン）の映像の規格が標準化（2006年、ITU（国際電気通信連合））。規格は、「4K」「8K」（Kは1000の意。）の二種類（現行ハイビジョンは「2K」）。
- 4Kは現行ハイビジョンの4倍、8Kは同じく16倍の画素数。高精細で立体感、臨場感ある映像が実現。

	解像度	主な画面サイズ	主な実用化状況
2K	 約200万画素 $\left(\begin{array}{l} 1,920 \times 1,080 \\ = 2,073,600 \end{array} \right)$ 約2,000 = 2K	32インチ 	映画・動画配信(VOD)・ 実用放送 (地上・衛星放送等)
4K	2Kの4倍  約830万画素 $\left(\begin{array}{l} 3,840 \times 2,160 \\ = 8,294,400 \end{array} \right)$ 約4,000 = 4K	65インチ 	映画・動画配信(VOD)・ 実用放送（衛星放送等）
8K	2Kの16倍  約3,300万画素 $\left(\begin{array}{l} 7,680 \times 4,320 \\ = 33,177,600 \end{array} \right)$ 約8,000 = 8K	85インチ 	映画・実用放送 (衛星放送)

3. 小規模施設特定有線一般放送に関する事務・権限の都道府県への移譲

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）の施行に伴う放送法の一部改正により、辺地共聴施設等の小規模な共聴施設により行われる地上テレビジョン放送等の再放送を「小規模施設特定有線一般放送」と規定し、その業務に関する事務・権限について、平成28年4月1日に総務大臣から都道府県知事に移譲。

（1）「小規模施設特定有線一般放送」の要件

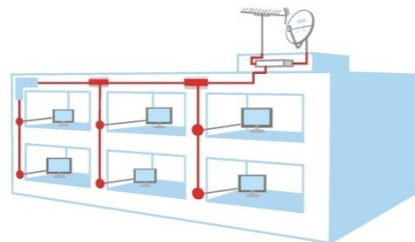
- ① 51端子以上500端子以下の有線放送施設
- ② 基幹放送の同時再放送のみ
- ③ 有料放送、区域外再放送は対象外
- ④ 施設の設置場所及び業務区域が一の都道府県の区域内

ア：辺地共聴施設



放送電波が山や丘陵によって遮られる地域に対し、難視聴解消対策として設置された施設

イ：集合住宅共聴



集合住宅で、放送電波を受信する共同アンテナを屋上に建て、各戸に放送電波を分配するために設置された施設

ウ：受信障害対策共聴施設（ビル陰等）



ビル等の建築物に放送電波が遮られて受信障害が発生している地域において、当該建築物の所有者等により障害対策として設置された施設

（2） 移譲した事務・権限（すべて自治事務）

- ・ 業務開始等の届出（放送法第133条第1項、第2項、第134条第2項、第135条第1項、第2項）
- ・ 有線電気通信設備の設置の状況等についての資料要求、業務の状況に関する報告徴収及び立入検査等（放送法第145条第2項、第3項、第4項）
- ・ 業務の停止命令（放送法第174条）、業務に関する資料の提出要求（放送法第175条）

4. 有料放送分野の消費者保護ルールの概要

- 「日本再興戦略」（平成25年6月閣議決定）や「情報通信審議会答申」（平成26年12月）を踏まえ、2020年代に向けて、我が国の世界最高水準のICT基盤を更に普及・発展させ、経済活性化・国民生活の向上を実現するため、電気通信事業法、電波法と併せて、放送法の改正を実施（平成27年5月22日公布）。
- 放送法では、有料放送サービスの受信者の保護のため、①書面交付義務、②初期契約解除制度、③不実告知等の禁止、④勧誘継続行為の禁止、⑤代理店に対する指導等の措置について、新たな規定を整備。また、改正放送法の施行に伴う関係政省令等の整備に併せて、提供条件の説明義務の充実を図るため、⑥適合性の原則を導入。（電気通信サービスについても、電気通信事業法等において、これらと同様の改正を措置）
- これらの新たな制度は、平成28年5月21日に施行。また、有料放送サービスの具体的な消費者保護ルールの明確化等を目的にガイドラインを策定。

■ 提供条件の説明義務 （放送法第150条）

有料放送事業者及びその代理店に対し、契約の締結に際し、提供条件の概要の説明を義務付け（平成22年放送法改正により導入）

□ 適合性の原則

（改正放送法施行規則第175条第6項）
有料放送事業者及びその代理店に対し、受信者の知識、経験等に照らして必要な程度及び方法による説明を行うことを義務付け

■ 書面交付義務 （改正放送法第150条の2）

契約の締結後に、個別の契約内容を容易に確認できるよう、有料放送事業者に対し、契約締結書面の交付を義務付け

■ 初期契約解除制度 （改正放送法第150条の3）

料金等が複雑で理解が困難といった特性があるサービスについて、受信者は、契約締結書面受領後等から8日間は、相手方の合意なく契約解除できる制度を導入

■ 苦情等処理義務 （放送法第151条）

有料放送事業者及び有料放送管理事業者に対し、受信者からの苦情及び問合せを適切かつ迅速に処理することを義務付け（平成22年放送法改正により導入）

■ 不実告知等の禁止 （改正放送法第151条の2第1号）

有料放送事業者及びその代理店に対し、料金などの受信者の判断に影響を及ぼす重要な事項の不実告知や事実不告知を禁止

■ 勧誘継続行為の禁止 （改正放送法第151条の2第2号）

有料放送事業者及びその代理店に対し、勧誘を受けた者が契約を締結しない旨等の意思を表示した場合、勧誘を継続する行為を禁止

■ 代理店に対する指導等の措置（改正放送法第151条の3）

代理店による契約締結に関する業務が適切に行われるようにするため、有料放送事業者に対し、代理店への指導等の措置を義務付け

5. 放送法制における主な規律の全体像

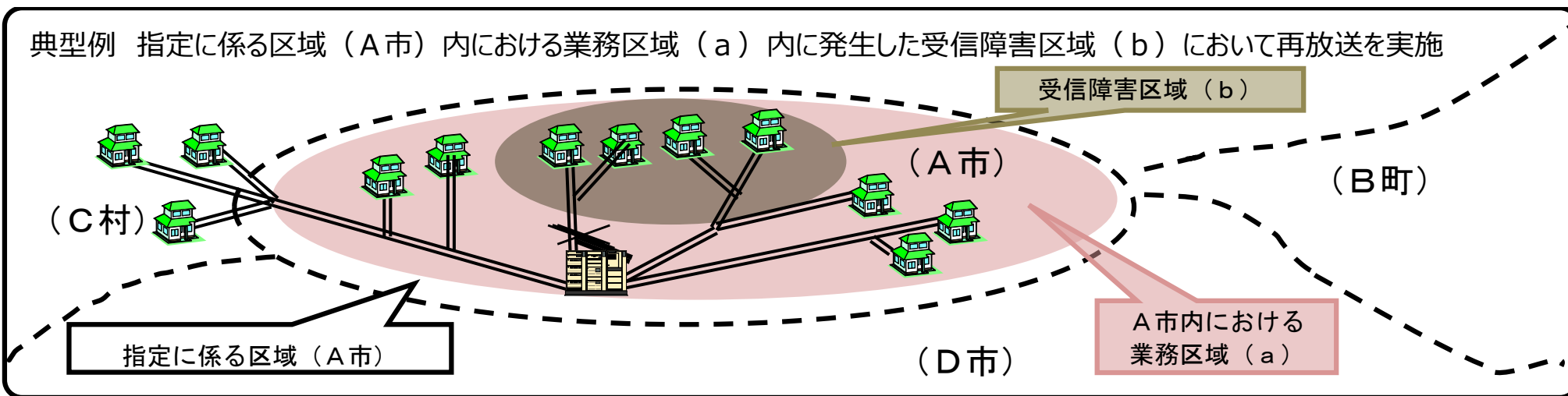
放送の区分		基幹放送			一般放送		
		特定地上基幹放送	地上基幹放送	- 衛星基幹放送 - 移動受信地上基幹放送	- 衛星放送（基幹放送以外） - 有線テレビ（501端子以上）	- 有線テレビ（小規模施設特定有線一般放送以外） - 有線ラジオ（小規模施設特定有線一般放送以外） - カバーエリアの小さい一般放送（エリア放送）等	小規模施設特定有線一般放送
周波数割当計画 （基幹放送用割当可能周波数の確保）		○			×		
基幹放送普及計画							
主な規律	放送の業務への参入	参入手続	電波法の免許	認定	登録	届出 （総務大臣）	届出 （都道府県知事）
		参入要件			○	×	×
		過去の法令・命令違反	○		○	×	×
		技術的能力	○		○	×	×
		技術基準（標準方式・安心安全）	○		○	×	×
		経理的基礎	○		×	×	×
		周波数使用基準	×	○※2	×	×	×
		表現の自由享有基準	○		×	×	×
		比較審査	○		×	×	×
		外資規制	1/5（直・間）	1/5（直）	×	×	×
	番組規律	番組準則、字幕、訂正、候補者、内外	○		○	○	×
		再放送	○		○	○	○
		番組基準、番審、番組保存、広告	○		○	×	×
		番審の共同設置の制限	○		○	×	×
		番組調和、種別公表、災害、教育、学校、供給協定制限	○ （番組調和原則と種別の公表は、総合編成のテレビジョン放送のみに適用）		×	×	×
	技術基準の適合維持、重大事故報告		○		○	×	×
	有料放送の約款届出		○		×	×	×
	有料放送の約款届出説明義務等		○		○	○	×
	有線電気通信設備の使用の規律		×		○（有線電気通信設備を用いる場合）		○

6. 義務再放送制度の概要

(1) 制度の趣旨

放送法第140条第1項は、同法第126条第1項の規定に基づく登録一般放送事業者であって、市町村の区域を勘案して総務省令で定める区域の全部又は大部分において有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送を行う者として総務大臣が指定する者（以下「指定再放送事業者」という。）が、当該登録に係る業務区域内に地上基幹放送(テレビジョン放送)の受信の障害が発生している区域(受信障害区域)において、基幹放送普及計画により放送がされるべきものとされるすべての地上基幹放送(以下「義務再放送」という。)を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時に再放送をしなければならない旨規定しているところ。

典型例 指定に係る区域（A市）内における業務区域（a）内に発生した受信障害区域（b）において再放送を実施



(2) 指定再放送事業者の義務等

- 指定再放送事業者は、義務再放送を「地上デジタル放送のみの再放送サービス」として提供する努力義務。
- 義務再放送の役務の提供条件に係る契約約款の総務大臣への届出。
- 再放送同意の紛争におけるあっせん・仲裁・裁定の制度について、指定再放送事業者であれば利用可能。

7. ケーブルテレビの品質に関する技術基準

(1) ケーブルテレビの高度化等のための技術基準

策定済の技術基準等	策定期期
デジタル有線テレビジョン放送方式（64QAM）に関する規定の整備 （デジタル化により、多チャンネル化、高品質化等を実現する方式）	平成8年12月
地上デジタル放送（OFDM）パススルー方式に関する規定の整備 （地上デジタル放送の変調方式を変換せずに再放送する方式）	平成12年4月
複数トランスポートストリーム（TS）伝送方式に関する規定の整備 （BSデジタル放送における複数TS伝送方式を、単一TS伝送方式で再放送する方式）	平成12年8月
トランスポートストリーム分割方式に関する規定の整備 （東経110度CSデジタル放送のデジタル放送サービスを再放送する方式）	平成14年7月
地上デジタル放送等の受信設備に関する品質基準（ビット誤り率）の導入	平成15年7月
FTTHなどによるケーブルテレビネットワークの高度化に必要な規定の整備	平成17年12月
BS-IF等パススルー伝送の方式の追加及びケーブルテレビシステムの伝送帯域拡大及び大容量化等に関する規定の整備（H.264, 256QAMの導入等）	平成19年7月
超高精細度テレビジョン放送（4K・8K）の実施に必要な技術的条件に関する規定の整備 （H.265、ITU-T勧告J.382に準拠した方式、複数搬送波伝送方式の導入等）	平成27年3月
IP放送等に関する技術基準（パケット損失率等）の規定の整備	平成31年1月

(2) 民間における標準化作業状況

ア 一般社団法人日本CATV技術協会では、国内のケーブルテレビ業界における民間規格として、上記の技術基準を踏まえ、CATV装置、CATVシステムの測定法等に係る国内標準規格を策定。

イ 一般社団法人日本ケーブルラボでは、システムを共通化し相互接続・相互運用性を確保するため、国内標準規格に沿って、ケーブルテレビ事業者の共通の運用形態を踏まえた国内標準仕様（日本ケーブルラボ仕様）を策定。

ケーブルテレビが地域における中核的情報通信基盤としての発展を可能とするための様々な制度改革等を実施。（平成5年12月以降分を掲載）

- ①**有線テレビジョン放送事業の地元事業者要件の廃止、サービス区域制限の緩和**
・地元事業者要件（地元で活動の基盤を有すること）の廃止により、事業者が広域的に事業展開を行うことを全面的に可能とするよう措置。（平成5年12月）
・審査基準の改正により、市町村の一部区域のみを施設区域とすることが認められる場合を明確化。（平成21年12月）

- ②**外資規制等の緩和・撤廃**
・外資規制について5分の1未満から、3分の1未満に緩和。（平成5年12月）
・外国人役員について、代表権を有せず、かつ、3分の1未満は可。（平成9年1月）
・第一種電気通信事業を兼営するケーブルテレビの外資規制を撤廃。（平成10年2月）
・すべてのケーブルテレビの外資規制及び外国人役員規制を撤廃。（平成11年6月）

- ③**有線テレビジョン放送施設の設置許可等の申請書等の簡素化等**
・設置許可等に係る手続きの簡素化。（平成5年12月、平成6年12月、平成10年4月）
・審査基準の明確化、標準処理期間の設定等。（平成6年10月）
・標準処理期間の短縮等。（平成15年1月）

- ④**複数事業計画者間における一本化調整指導の廃止(平成6年9月)**
・競合により事業化が進んでいない地域の事業化の推進。

- ⑤**ヘッドエンドの共用化(平成9年12月)**
・デジタル化を促進する観点から、複数事業者間のヘッドエンドの共有を可能化。

- ⑥**電気通信事業者が提供する電気通信設備等の電気通信役務の利用**
・公正有効競争の確保を前提として、ケーブルテレビ事業者による電気通信事業者の加入者系光ファイバ網（F T T H）の利用を容認。（平成10年6月）

- ⑦**ケーブルテレビ補完型無線システムの実用化**
・ケーブル敷設が事実上不可能な場合に、ケーブルテレビ局がネットワーク構築の補完的な手段として、基地局から各加入者までの伝送に無線システムを利用することを可能化。（平成10年9月）
・災害又は障害時での応急復旧手段として、23GHz帯無線伝送システムを用いるために、従来の固定局に加え陸上移動局での運用を可能化。（平成24年10月）

- ⑧**合併・分割等の場合の手続の簡素化（平成11年6月、平成13年4月）**
・地位の承継規定を整備し、事業者に合併・分割等があった場合の手続を簡素化。

- ⑨**電気通信役務利用放送法の施行（平成14年1月）**

- ⑩**ケーブルテレビネットワークの高度化に対応するため技術基準等を改正**
・F T T Hを用いた有線テレビジョン放送施設に関する規定を整備。（平成17年12月）
・B S - I F等パススルー伝送、その他新たな伝送方式等を用いた有線テレビジョン放送施設に関する規定を整備。（平成19年10月）

- ⑪**有線役務利用放送に関し有料放送管理業務に係る規律の導入（平成20年4月）**

- ⑫**放送法等の一部を改正する法律の施行（平成23年6月）**
・放送分野における制度の整理・合理化を図るため、各種の放送形態（有線テレビジョン放送・電気通信役務利用放送等）に対する制度を統合。併せて、放送停止事故の防止等、安全・信頼性を確保し、放送の公共的役割をより十全に発揮させることを可能とする観点から、有線一般放送の放送設備に対する安全・信頼性基準を導入。

- ⑬**小規模施設特定有線一般放送に関する事務・権限の都道府県への移譲（平成28年4月）**
・辺地共聴施設等の小規模な共聴施設により行われる地上テレビジョン放送等の再放送を「小規模施設特定有線一般放送」と定義し、その業務に関する事務・権限について、総務大臣から都道府県知事に移譲。

- ⑭**消費者保護ルールの充実・強化（平成28年5月）**
・有料放送分野における消費者保護ルールの更なる充実・強化を図る観点から、新たに①書面交付義務、②初期契約解除制度、③不実告知等及び勧誘継続行為の禁止、④代理店に対する指導等措置義務等の消費者保護ルールを整備。

- ⑮**安全・信頼性基準についてサイバーセキュリティ確保に関する規定を追加（令和2年3月）**

- ⑯**個人情報保護法の改正に伴う関連規定の改定（令和4年4月）**
・令和2年及び令和3年の個人情報保護法の改正（施行は令和4年4月1日）により、放送の公共性及びデジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の保護と利活用のバランスを確保する観点から、放送分野における個人情報保護ガイドラインの改定を実施。

【発行】令和6年12月発行

総務省 情報流通行政局 衛星・地域放送課 地域放送推進室

〒100-8926 東京都千代田区霞が関二丁目一番二号 中央合同庁舎第二号館

（本書に関する問合せ）

電話番号 **03-5253-5809**

総務省ホームページ <https://www.soumu.go.jp/>